

# 小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1 日 時 学科 令和 8年 8月24日(月)・25日(火) 9:00~17:00 (8:50までに受付)  
 実技 令和 8年 8月26日(水) 8:00~17:00 (7:50までに受付)  
**※遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので集合時間は厳守して下さい。**

2 会 場 学科 職業訓練法人 久慈職業訓練協会 (久慈市川崎町17-5 TEL0194-52-3343) 駐車場あり  
 実技 久慈港務所 (久慈市長内町40-108-3) 国道交通省東北地方整備局久慈港事務所隣

3 受講資格 18歳以上の方 (18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5 受講料等 **【全科目受講者】34,705円** (消費税10%込) (受講料 33,000円 テキスト代 1,705円)  
**【一部免除者】32,505円** (消費税10%込) (受講料 30,800円 テキスト代 1,705円)

6 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。

免除科目 (1) 学科→小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識  
 (2) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図

7 申込締切日 **8月3日(月) 募集予定定員30名**

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。

8 キャンセルの取扱 **※ 8月12日(水)** 以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。

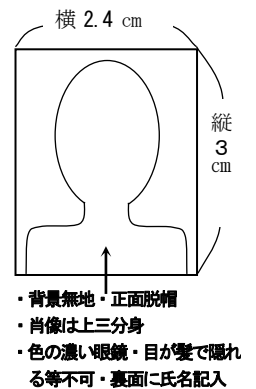
9 申込方法 「受講申込書」により**受講料・テキスト代・写真1枚** (右図参照。鮮明なもの) を添えてお申し込み下さい。

また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー (顔写真が確認できるもの) を貼付願います。(FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います)

〒028-6103 二戸市石切所字荷渡21-6 (TEL0195-23-5521 fax0195-23-0419)

※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

**※お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。**



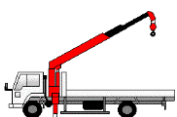
10 カリキュラム

**岩手銀行二戸支店 (普) 0076795 (公財) 岩手労働基準協会二戸支部**

1日目 ※昼食12:05~12:50	2日目 ※昼食12:05~12:50	3日目 ※昼食12:05~12:50
9:00~16:00 小型移動式クレーンに関する知識	9:00~11:00 原動機及び電気に関する知識	8:00~16:00 運転 (6時間)
16:00~17:00 原動機及び電気に関する知識	11:05~14:55 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	合図 (1時間)
	15:00~16:00 関係法令	16:00~17:00 実技試験
	16:05~17:05 学科試験	※終了時間は試験の状況により前後します。
休憩10:30~、14:20~、15:55~(各5分)	休憩10:30~、13:50~、14:55~、16:00~(各5分)	休憩10:00~、14:50~、15:55~(各5分)

11 その他 (1) **一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。**

- (2) 筆記用具 (試験時は、**鉛筆・消しゴム**使用) を必ずご持参下さい。
- (3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (4) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。
- (5) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
- (6) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、安全靴等服装を整えて下さい。
- (7) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
- (8) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、安全靴等服装を整えて下さい。
- (9) 昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
- (9) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。





# 小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. \_\_\_\_\_

学科 令和 8年 8月24日(月)・25日(火)

実技 令和 8年 8月26日(水)

※氏名及び受講者名(本人自署)に、略字は使用しないでください。

※協会使用欄

実施管理者	原本照合確	免除要件確

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称					
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 —	TEL ( ) ( ) ( ) 緊急用 携帯電話 ( ) ( ) ( )				

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 —	TEL ( ) ( ) ( )		
	事業場名			担当者名 内線 ( )	
※該当箇所にお印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日	
				領収証有無	必要・不要

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

## 受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (必要に応じて裏面にも貼付してください)

※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。  
(1)クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。  
(2)床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。  
※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許証、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、  
原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象にはなりません)

(記入に際しての注意事項)

- 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
  - 訂正の場合は二重線で訂正してください。(訂正印不要)修正テープ不可。
  - 忘れずに担当者名をご記入下さい。
  - 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。  
(旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。  
通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日原本を提示してください。
- ※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外は一切使用しません。